# 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区	町村長等
	 ○ 知事	市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県	
3. 市区町村名	奥州市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番 号	65-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.oshu.iwate.jp/	

執行機関名 奥州市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	奥州市寡婦医療費給付規則(平成18年奥州市規則第140号)に定める医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		奥州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 (平成27年奥州市条例第49号) 別表 第3の項 奥州市寡婦医療費給付規則(平成18年奥州市規則第140号)に定める医療費の給 付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	奥州市寡婦医療費給付規則(平成18年奥州市規則第140号)第1条
	第一条 この法律は、母子家庭等及び <u>寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び <u>寡婦</u> に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び <u>寡婦の福祉を図る</u> ことを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>寡婦</u> に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、 <u>寡婦</u> の心身の健康を保持し、もって <u>寡婦</u> の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		奥州市寡婦医療費給付規則(平成18年奥州市規則第140号)

### ○奥州市寡婦医療費給付規則

(平成18年2月20日規則第140号)

**改正** 平成 20 年 3 月 28 日規則第 17 号 平成 22 年 9 月 16 日規則第 30 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 15 号 平成 26 年 9 月 19 日規則第 30 号 平成 28 年 7 月 29 日規則第 39 号

(目的)

- 第1条 この規則は、寡婦に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、寡婦の心身の健康を保持し、もって寡婦の福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 寡婦 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により18歳未満の者を扶養していたことのあるものをいう。
  - (2) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額をいう。
  - (3) 医療保険各法 健康保険法(大正 11 年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。
  - (4) 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。

(給付対象者)

- 第3条 給付対象者は、市内に住所を有する寡婦で医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者から除くものとする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護を受けている者
  - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定に基づく医療費の給付を受けることのできる者
  - (3) 医療保険各法の規定により高齢受給者証の交付を受けている者
  - (4) 奥州市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成 18 年奥州市条例 第 160 号)又は奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成 18 年奥州市条例第 169 号)の規定により医療費の給付を受けることのできる者

- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により医療費の給付の全額を受けることのできる者
- (6) <u>その者</u>の前年の所得(1月分から7月分までの医療費の給付については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「令」という。)第2条の4第2項の規定する額以上である者
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者がいるときは、これらの者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が令第2条の4第7項に規定する額を超える額である者

(受給者証の交付申請)

- 第4条 この規則により医療費の受給資格を得ようとする者は、医療費受給者証交付(更新)申請書(様式第1号。以下「受給者証交付(更新)申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (受給者証の交付)
- 第5条 市長は、前条の規定により交付申請があった場合において、医療費の受給資格があると認定した者(以下「受給者」という。)については寡婦医療費受給者証交付台帳(様式第2号)に記載するとともに医療費受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付し、受給資格がないと認めたときは寡婦医療費受給者証交付(更新)申請却下通知書(様式第4号)により当該申請者に対し通知するものとする。
- 2 前項の受給者証は、毎年8月1日に更新するものとし、受給者証交付(更新)申請書により7月1日から7月31日までの間に行わなければならない。ただし、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合は、この限りでない。 (給付の額)
- 第6条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。
- 2 入院に伴う給付の額にあっては、前項の規定により算定された額から当該入院時食事 療養費標準負担額相当額を控除した額とする。 (給付の期間)

第7条 医療費の給付は、第5条の受給者証の交付を受けた日(正当な理由により受給者 証の交付申請が遅れた場合にあっては、市長が認める日)から受給資格を失った日まで に受けた医療について行うものとする。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療を受けようとするときは、当該医療を受けようとする医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に対し、保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

(給付の申請)

第9条 受給者は、医療費の給付を受けようとするときは、1月分を単位として医療機関等に受給者証を提示して、医療費給付申請書(様式第5号)に領収書を添付し、市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第10条 市長は、前条による申請があった場合は、その申請の内容を審査し、適正と認めたものについては医療費給付決定通知書(様式第6号)により、不適当と認めたものについては寡婦医療費給付却下通知書(様式第7号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

- 第11条 受給者は、受給者証に記載されている事項に変更が生じたときは、速やかに寡婦医療費受給資格等変更届(様式第8号)を市長に届け出なければならない。
- 2 受給者は、受給資格を失ったときは、速やかに受給者証を返還するとともに、寡婦医療費受給資格喪失届(様式第9号)を市長に届け出なければならない。
- 3 受給者は、給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者行為傷病届(様式第10号)を市長に届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第12条 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、市長に対して寡婦医療費 受給者証再交付申請書(様式第11号)を提出し、再交付を受けることができるものとす る。

(医療費の返還)

第13条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けたときは、 寡婦医療費返還通知書(様式第12号)により、当該受給者に対し、給付した医療費の額 に相当する金額の返還を命ずることができる。

(医療費給付台帳)

- 第 14 条 市長は、寡婦医療費給付台帳(総括)(様式第 13 号)及び寡婦医療費給付台帳(様式第 14 号)を備え、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかなければならない。 (補則)
- 第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【届出\_根拠規範】03\_岩手県奥州市\_1\_4

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の水沢市寡婦医療費給付規則(平成7年水沢市規則第20号)、江刺市寡婦等医療費給付要綱(平成5年江刺市告示第22号)、寡婦等医療費給付要綱(平成4年前沢町告示第15号)、寡婦医療費給付規則(平成17年胆沢町規則第15号)又は衣川村寡婦等医療費給付要綱(平成6年衣川村告示第21号)(以下「合併前の規則等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成18年2月20日から平成18年2月28日までの間に合併前の市町村の区域に住所 を有する者に係る当該期間の受給者の制限及び給付の額については、なお合併前の規 則等の例による。

附 則(平成20年3月28日規則第17号) この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月16日規則第30号) (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中奥州市母子家庭等医療費給付条例施行規則の題名及び本則の改正規定、同規則様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号の改正規定、同規則様式第7号の改正規定(「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める部分に限る。)、同規則様式第8号、様式第9号、様式第11号及び様式第12号の改正規定並びに同規則様式第13号の改正規定(「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める部分に限る。)並びに第2条中奥州市寡婦医療費給付規則第3条の改正規定(「、奥州市母子家庭等医療費給付条例」を「又は奥州市ひとり親家庭等医療費給付条例」
- 2 第2条の規定による改正後の奥州市寡婦医療費給付規則第6条の規定は、平成21年8 月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日規則第15号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。

に改める部分に限る。)は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成26年9月19日規則第30号) この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年7月29日規則第39号)

【届出\_根拠規範】03\_岩手県奥州市\_1\_4

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

	医療費受給者証交付(更新)申請書			
		年	月	日
奥州市長 宛				
	申請者 住所 氏名			(FI)

次のとおり医療費受給者証の交付(更新)を申請します。

対 纩	象となる事業		該当要	件					
受給	(ふりがな) 氏 名	(男・女	生生 生生	F月 F	3	年	月	日生(満	歳)
者	住所		·						
保	(ふりがな) 氏 名	(男・女	生生 生生	F月 F	3	年	月	日生(満	歳)
護	住 所								
者	受給者との続柄	同居・別 居 の 別	同居	同居・別居			<b></b>	生計同一· 生計維持	
加	被保険者氏名					受給者の 続			
加入者医療保険等	医療保険の種別		記号	• 番	号				
療保険	保 険 者 名		所	生	地				
等	資格取得年月日		付加約	計付の 無	有				
振	口座名義人		金 融	機	関				
込 先	口座番号		預 金	種	別				

# (課税台帳閲覧同意書)

上記申請に係る所得確認のために、課税台帳の閲覧を行うことに同意します。

年 月 日

住所 氏名

ED

様式第2号(第5条関係)

Ш 生計同一,生計維持 無 袮 辿 Щ 靊 別 神 # 変割 付加給付の内容 認定要件 稅 삔 (その他特記事項) 町村民税の課 <u>1¤'</u> ŧ 中 X 関係  $\forall \exists$ 梅 Ш 曲 給者 変割 生計 干 町 変割 変割 Ш 型 钗  $\prec$ #甲 負担 在 Щ 梅 币 #曹 壁 4  $\square$ 変割 と柄 Ш 受給者の 扶養親族数 変割 Щ 名 変割 交目 生年) 艸 揾 別 寡婦医療費受給者証交付台帳 傸 Щ 種 艸 Ш 迷 変更) 結 年 変更) 座  $\Box$ 受付  $\mathbb{H}$ Щ 続柄 Ш 変割 変割 卅 変割 谷 种 町 被保険者氏名 世 殹 #• • 額 迷 \* 雇 金 型 碘 書 月 受 日 負 変割 変割 币 慾 変割 岙 實 币 請生 形 Ш • 番号 黑  $\langle \langle$ 融機 受給者・監護者・その他(続柄 田田  $\boxplus$  $\mathbb{H}$ 町 討号 · <u>\*</u> (男・女) 金 # **黑** 変更) 変更) 変割  $\prec$ 種別 撇 岙 羅 匧 倒 咪  $\Box$ 拾 (ふりがな) : 給 者 氏 名 凝 卷 卷  $\mathbb{I}\!\!\!/\!\!\!\!/$ 定 相因別 糠 名 噩 受給者証番 (ふりがな) 出 麼 业 雇 神 闲 負種 П ৽ 效 攤  $\prec$ X 實 加 浱 昳 钗 有 囪 公 寮 币

【届出\_根拠規範】03\_岩手県奥州市\_1\_4

镁式第3号(第5条関係)

(※

	ПP		男・女		10 P	1種及び生	圓	
				Ш	E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	養標準負担		Ш
海渭				A	田田	() 食事療		A
医療費受給	無			争	サ サ	医療機関等へのお願い 医療保険各法等による一部負担金、食事療養標準負担額及び生 活療養標準負担額を徴収してください。		申
	受給者証番号	住 所	氏名	生年月日	刻 期 間	医療機関等へのお願い 医療保険各法等によ 活療養標準負担額を健	市町村名及び印	付年月日
	英	<u> </u>	又給去	Щ	棰	風 知 出 報 困 報	一一一	×

届出\_根拠規範】03\_岩手県奥州市\_1\_4

# 严 븕 幯 注

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大 切に保持してください。
- 2 医療機関等において診療を受ける場合は、保険証にこの証を添 えて必ず窓口に提出してください。
  - 3 医療機関等から請求のあった一部負担金等は、医療機関等の窓 口で支払ってください。
    - 4 医療費助成給付申請書は、月の初回の受診の際に、押印の上医 療機関等の窓口に提出してください。

後日、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額分を除く 一部負担金相当額が還付されます。

5 受給者の資格がなくなったとき、又は有効期間を経過したとき 6 次の事由が生じたときは、この証を添えて市長にその旨を届け は、速やかにこの証を市長に返してください。

出てください。

- 氏名を変更したとき。 住所を変更したとき。 (5)
- 振込口座を変更したとき。 (3)
- 加入保険に変更があったとき。
- 7 県外の医療機関等でこの証を使えなかった場合は、領収書(保 険診療が確認できるもの)の交付を受け、市長に医療費の給付を 申請してください。
  - 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交 付を受けてください。
- 9 不正にこの証を使用した者は、刑法により処罰されることがあ

	第年		<del>号</del> 日
<b>様</b>			
奥州市長			EI
寡婦医療費受給者証交付(更新)申請却下通知書			
年 月 日付けで申請のあった奥州市寡婦医療費給付規則付(更新)申請について、次の理由により交付できませんので通知しま		る受給	者証交
理由			

	区分	1	入	2	外
医 療	· 費 給 付 申 請	書		I	
			年	月	日
奥州市長 宛					
· 大川市区 76					
	申請者住所 (受給者等				印
年 月分の医療費一部負担 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金の給付を申請	します			
1 77万公益亦其 前77.			-		
事業名					
受 給 者 名		受制	給者証	番号	
	男・女 1・2				
保 険 種 別 1政管健保・2日雇 6国保組合・7共済				国保退職	
区 分 本人0・家族1	保険証記号番号				
給付金の受領方法		1			
給 付 申 請 額					円
一 部 負 担 金 ( A )	付加給付金等	(B)	給付沒	央定額(A	—B)

											第年		月	
			様											
									奥州市長	į.				[
						医療	費給付	決定通	知書					
)でと	次の。	とおり					養の一部	羽負担金	について	、審査	査の結:	果、	給付	・を?
1	<del>寸</del>	額												円
<b>市 +</b>	E 27	i +/	金	融格	幾 関	名								
坐 1	灰 2	<u> </u>	П	座	番	号								
払	期	日				年	月		日					
į	妾	払	支	払	場	所								
<b></b>	字内記	沢												
受診	医	療 機	関領	等名		診	療年月	診療	日数(回数	<b>(</b> t)	給付	額内	訳(	円)
	が がった A かっと	付 座 振 ジ 払 期 接 内容内i	付 額       座振込払       払 期 日 払       +内容内訳	A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	様に がで次のとおり通知しる 付額 を 振 込 払 口 座 払 期 日 接 払 支 払 一 大 大内容内訳	様に係る がで次のとおり通知します。 付額 を融機関 口座番 払期日 接払数支払場	医療 様に係る医療 で次のとおり通知します。 付額 金融機関名 口座番号 払期日 を 番号 払期日 す 払場所	医療費給付 様に係る医療費の一部 が次のとおり通知します。 付額 金融機関名 口座番号 払期日 年 月 接 払 支 払 場 所	医療費給付決定通 様に係る医療費の一部負担金 ので次のとおり通知します。 付額 金融機関名 口座番号 払期日 年 月 接 払 支 払 場 所	奥州市長       医療費給付決定通知書       様に係る医療費の一部負担金についてのとおり通知します。       付額       座振込払     金融機関名       口座番号       払期日     年月日       接払支払場所       内容内訳	奥州市長       医療費給付決定通知書       様に係る医療費の一部負担金について、審査ので次のとおり通知します。       付額     額       座振込払     金融機関名       口座番号     払期日     年月日       接払支払場所       内容内訳	様 奥州市長 医療費給付決定通知書 様に係る医療費の一部負担金について、審査の結 が次のとおり通知します。 付額 座振込払 ロ座番号 払期日 年 月 日 接 払 支 払 場 所	様 (集) 大	様 奥州市長 医療費給付決定通知書 様に係る医療費の一部負担金について、審査の結果、給付 ので次のとおり通知します。 付 額 座 振 込 払

		第		号
		年	月	日
<b>様</b>				
	奥州市長			印
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
寡婦医療費給付却	下通知書			
年 月の診療分の 様に係る	医療費の一部角	担金につい	ハて	塞杏の
結果、次の理由により給付できませんので通知し		1777 (		H H.
理 由				

# 寡婦医療費受給資格変更届

受	給 者	証	番	号			第			号			
変	更	Ē	ļ.	項	変	更	前			変	更	後	
受	氏			名									
給者	住			所									
保	氏			名			続柄					続柄	
護者	住			所				•					
加	保	険	種	別									
加入医療保険等	被保	: 険:	者氏	: 名									
保保 除	保	険	者	名									
等	記	号	番	号									
	口点	区名	;義	人									
	金	融	機	関									
振	口。	座	番	号									
込先	預	金	種	別									
	そ	T.	)	他									
	変 勇	三 年	: 月	日		年		月	日				

上記のとおり変更があったので、受給者証を添えて届け出ます。

年 月 日

届出人(受給者等) 住 所

氏 名

印

奥州市長 宛

# 寡婦医療費受給資格喪失届 受給者証番号 第 号 受給者氏名 1 該当要件を満たさなくなった(年齢、障害の程度等)。 2 他市町村に転出 資格を喪失するにいたった理由 3 死亡 4 医療保険の被保険者等の資格の喪失 5 その他(理由 )

年 月 日

上記のとおり、受給資格を喪失したので、受給者証を添えて届け出ます。

年 月 日

届出人(受給者等)

住 所

氏 名

(EII)

奥州市長 宛

喪失年月日

# 第三者行為傷病届

受給者氏名	性別	男・女	受給者証額	番号	第		号
加害者氏名	性別	男・女	生年月日		年	月	日生
加害者住所							
被害の状況							
受診医療機関名		所在	也				

上記のとおり、第三者行為により治療しましたので、届け出ます。

年 月 日

申請者(受給者等) 住 所

氏 名

(EI)

奥州市長 宛

- 注 1 警察署で事故証明書の交付を受け、この届に添えて提出してください。
  - 2 示談成立のときは、示談書の写しを添えて提出してください。

# 寡婦医療費受給者証再交付申請書 受給者証番号 第 号 受給者氏名 生年月日 年 月 日生 保険種別 保険証記号番号 保険者名 再交付申請理由 1 破損(汚損) 2 紛失 3 その他( ) 破いたり、なく した理由を詳し く書いてくださ い。 上記のとおり、受給者証の再交付を申請します。 年 月 日 申請者(受給者等) 住 所 氏 名 (EII) 奥州市長 宛

様式第 12 号(第 13 条関係)										
		第年	月	<del>号</del> 日						
様										
	奥州市長			印						
	寡婦医療費返還通知書									
先に支給した医療費について、次のとおり返還されるよう通知します。										
1 返還金額										
支給年月日	支給金額 返	遠 還 釒	金額							
年 月 日	円			円						
2 返還理由										
3 返還金納付期日	年 月 日									
4 返還金納付場所										

注 返還金納付の際は、この通知書を必ず持参してください。

様式第13号(第14条関係)

寡婦医療費給付台帳(総括)

. г			ı	ı	ı	ı									ı		ı	ı				
E I	備考																					
	給付決定額																					
	高額療養費																					
	保険優先																					
	保険者負担額																					
	費用額																					
	日数																					
	件数																					
	分	人 院	人院	$\prec$	人院	剤	整	111111111111111111111111111111111111111	X	入院		人院外	剤	水水	111111111111111111111111111111111111111	$\prec$	人院		入院外	剤	整	111111111
		<b></b>		( <del>d</del>		tree*	.612		1111		本		10m	四元 1.517		14/1		THE STATE OF		1911	.6.17	<b>7</b> _
	_					艦	**	⟨□								田 田 田 米				⟨□		
			殺	田:	有丘	內國	欠		国外分						<□ <del>1</del>							

【届出\_根拠規範】03\_岩手県奥州市\_1\_4

様式第14号(第14条関係)

保険種別

給付占帳

療費

闲

寡 婦

浟

靊 銀行名、店番、 口座番号 給付決 定 額 高額療養費 尔  $|\times|$ 保険優先 型 倒 保険者 負担額 給付 割合 合計点数 額 Щ 實 % 日 黎 黎 寮 月 診 年  $\prec \cdot \not \leqslant$ 保険医療機関番号 保険医療機関名 保護者氏名 性別 受給者氏名 生年月日 受給者配 中 妝

【届出\_根拠規範】03\_岩手県奥州市\_1\_4